

プラチナアスリート強化支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際大会や国内主要大会において活躍する本県ゆかりの選手を輩出するため、強化指定選手を選考し、スポーツ科学の知見に基づく強化等の支援を行い本県の競技力向上を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、それぞれ次の条件に該当し、かつプラチナアスリート強化支援事業強化指定選手募集要領に基づき募集し、選考された強化指定選手とする。

(1) ホープ部門

ア 対象競技

国民スポーツ大会正式競技又は夏季・冬季オリンピック競技

イ 推薦条件

次の(ア)、(イ)の条件を満たす者

(ア) 次のいずれかに該当する者

- a 県内に在学している者
- b 県内競技団体に登録がある者
- c 県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び大学を卒業した者

(イ) 次のいずれかに該当する者

- a 県スポーツ協会に加盟する競技団体の推薦を受けられる者
- b 県スポーツ協会に加盟する競技団体と同等の団体等の推薦を受けられる者

(2) シャイン部門

ア 対象競技

夏季・冬季パラリンピック競技又は夏季・冬季デフリンピック競技

イ 応募条件

次の(ア)、(イ)の条件を満たす者。独立行政法人日本スポーツ振興センターのトップアスリート認定されている選手は除く。

(ア) 次のいずれかに該当する者

- a 県内に在住、在勤又は在学している者
- b 県内に主な活動拠点を有する者
- c 県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び大学を卒業した者

(イ) 次のいずれかに該当する者

- a 日本パラリンピック委員会加盟競技団体の推薦を受けられる者
- b 一般財団法人全日本ろうあ連盟関係団体の推薦を受けられる者
- c 上記 a、b 以外で特に有望な選手で県内競技団体等の推薦を受けられる者

(事業内容)

第3条 本事業の内容は次の表のとおりとする。

1 強化指定選手の選考及び認定	(1) 国際大会や国内主要大会で活躍が期待される本県ゆかりの選手として別に定める選手から強化指定選手を選考し、認定する。 (2) 強化指定選手の人数については、予算の範囲内において知事が定める。 (3) 強化指定選手の選考方法については別に定める。
2 専門家による個別サポート等の実施	(1) スポーツ科学の知見に基づく専門家による個別サポート等を実施する。
3 補助金の交付	(1) 前条第2号のシャイン部門の強化指定選手に係る次の経費に対し、補助金を交付する。 ア 海外遠征 イ 国内遠征 ウ 競技用具の整備、購入 エ 外部指導者招へい オ 治療・身体ケア カ その他知事が必要と定める経費 (2) 当該補助金の交付手続きについては、別に定める。

(事業の実施)

第4条 本事業は県が委託により実施し、本事業の運営は県からの委託を受けた事業者が行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。